

第二十七回 帝國議會衆議院 國稅徵收法中改正法律案委員會議錄(速記)第六回

明治四十四年三月四日午前十一時五分開議
會議

出席委員左ノ如シ

大井 ト新君

古野 孫太郎君

奥田 榮之進君

大西 五一郎君

委員倉光藤太君辭任ニ付

二月二十八日其ノ補闕トシテ竹田文吉君ヲ議長ニ於テ

選舉セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主税局長 菅原 通敬君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

國稅徵收法中改正法律案

○委員長(大井ト新君) 會議ヲ開キマス

○中村啓次郎君 從來本會ハ當局大臣ノ出席ヲ求メマシテ、其出席ヲ待シテ質問應

答致スト云フコトデ延期ニ延期ヲ重ネテ居ルノアリマス、然ルニ本日モ大藏大臣ハ他

ニ差支ガアツテ出席シ得ラレナイト云フコトデアリマス、然ルニ本會ハ農民部落ニ對スル至

大至重ノ關係ヲ有シテ居ル議案ガ、繼續シテ居ル委員會デアツテ他ノ委員會ト雖モ元

ヨリ國務ヲ論ズル上ニ於テ輕重ナイ筈デアリマスガ、本會ノ如キハ最モ重大ナル議案ヲ

審議シツ、アルトコロノ委員會テアルト信シテ居リマス、然ルニ數回延期ヲ重ネア居ルニ

拘ラズ、國務大臣ガ出席セラレナイト云フノハ甚ダ本員ノ遺憾トスルトコロデアリマス、併

シ是モ已ムヲ得マセヌノテ、今日ハ尙今一回延期ヲ重ネマシテ、是非次會ニハ大藏大

臣ノ出席ヲ請フヤウニ致シタイト思ヒマス、委員長カラモドウカ是非國務大臣ニ次回

ニ出席セラル、ヤウニ御話アランコトヲ希望致シマス

○佐藤貞雄君 私ハ本會ニハ遲レ走セニ入ッタ方デアリマスガ、唯今中村サンノ御說ニ

依ルト再三大臣ノ出席ヲ促シテモ御出席ガナイト云フコトデアリミタガ、或ハ此上尙公

務ノ都合上御出席ノナイ場合ハ、本會ハ徒ニ唯爲スコトモナシニ時日ヲ經ルト云フコト

デ、甚ダ遺憾ニ思ヒマス、依ツテ私ノ考ニハ大臣ノ出席如何ニ拘ラズ、本會ハ本會ノ見ル

トコロヲ以テ本議案ニ對スル決議ヲナシ、財政ノ都合云々ト云フコトガアリマスケレドモ、

夫等ノコトハ此方カラ決議ヲ以テ其上相當ノ交渉モ出來ルコトグラウト思ヒマスカラ、大

臣ノ出席ノナイヤメニ、徒ニ唯爲スコトモナク時間ヲ空費スルハ甚ダ遺憾ニ思フノアリ

マス、故ニ此方ハ此方ノ信ズルトコロヲ以テ、相當ノ決議ヲスルコトニシテハ如何デスカ、

私ハ左様ニ信ズル方デアリマス

○中村啓次郎君 フレハ各見ルトコロヲ異ニスル譯デアリマスガ、大臣ニ質問スルト云

フノハ唯大臣ノ意見ヲ聽キマシテ、之ニ依ツテ本員等ノ意向ヲ定ムルト云フノテナクシテ

本案ヲ決スル上ニ於テ好資料ヲ得ント欲スルノテアリマス、デ唯今佐藤君ノ御考デハ、佐藤君ト致シマシテハ十分本案ヲ議了スル資料ヲ有シテ居ラレルコト、信ジマスガ、尙當局大臣ヲ出席セシメテ而シテ質問應答致シマシタナラバ、佐藤君が唯今御持チニナツテ居ラル、ヨリ以上ノ好材料モ得ラル、グラウト思ヒマス、故ニ今一回最モ近キ日ヲ定メテラル、マシテ決議ヲ致ス時期ニ入ラウト思ヒマス
○佐藤貞雄君 唯今ノ御說モ至極御尤ノコトデハアリマスガ、私ハ敢テ今回多數ノ御意向ニ反シテ飽マデ自意ヲ主張スル譯デハアリマセヌガ、然ラバ來回ニハ必ラズ出席アルヤウニ委員長カラシテ一ツ相當ノ手續ヲ以テ御迫リ下サルコトヲシテ欲シイ、サモナケレバドウモ荏苒本會ハ大臣ノ出席ノナイタメニ、空シク散會スルコトハ、本會ノ體面トシテモ今中村君ノ御說ノ如ク重大ナル此案ニ對シテ甚ダ遺憾ニ思ヒマス、ドウゾサウ云フコトニシタトイ思ヒマス
○委員長(大井ト新君) 承知致シマシタ、別ニ御說ハアリマセヌデスカ、ソレニ御同意デスカ

(「同意デス」ト呼フ者アリ)

○委員長(大井ト新君) フレナラサウ云フコトニ取計ラヒマス、ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス

午前十一時十一分散會

明治四十四年三月六日印刷

明治四十四年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局